○厚生労働省令第百十五号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（船員保険法施行規則の一部改正）

第一条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生労働省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遺族年金の申請）	（遺族年金の申請）
第百二十九条　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。	**第百二十九条**　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、個人番号又は基礎年金番号	二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、個人番号又は基礎年金番号
三～十一　（略）	三～十一　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）	三　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
四～八　（略）	四～八　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）
（後順位者の申請手続）	（後順位者の申請手続）
第百三十一条　法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。	**第百三十一条**　法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、個人番号又は基礎年金番号	二　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、個人番号又は基礎年金番号
三～十　（略）	三～十　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）	四　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
五～七　（略）	五～七　（略）
3～6　（略）	3～6　（略）